

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集伝達、災害警戒
- 第3節 災害広報
- 第4節 応援要請
- 第5節 災害救助法の適用
- 第6節 避難対策
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 要配慮者対策
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 生活救援活動
- 第12節 住宅対策
- 第13節 防疫・清掃活動
- 第14節 遺体の処理・埋葬
- 第15節 文教対策
- 第16節 公共施設等の応急対策
- 第17節 災害警備
- 第18節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

風水害応急対策計画を準用する震災応急対策計画

下記の節については、風水害応急対策計画を準用する。

第4節 応援要請

風水害応急対策計画 第4節 応援要請を準用する。

第5節 災害救助法の適用

風水害応急対策計画 第5節 災害救助法の適用を準用する。

第7節 救助・救急・消防活動

風水害応急対策計画 第7節 救助・救急・消防活動を準用する。

第8節 医療救護活動

風水害応急対策計画 第8節 医療救護活動を準用する。

第9節 要配慮者対策

風水害応急対策計画 第9節 要配慮者対策を準用する。

第11節 生活救援活動

風水害応急対策計画 第11節 生活救援活動を準用する。

第13節 防疫・清掃活動

風水害応急対策計画 第13節 防疫・清掃活動を準用する。

第14節 遺体の処理・埋葬

風水害応急対策計画 第14節 遺体の処理・埋葬を準用する。

第16節 公共施設等の応急対策

風水害応急対策計画 第16節 公共施設等の応急対策を準用する。

第17節 災害警備

風水害応急対策計画 第17節 災害警備の応急対策を準用する。

第18節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

風水害応急対策計画 第18節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定を準用する。

第1節 応急活動体制

項 目
第1 職員の動員配備
第2 警戒活動
第3 災害対策本部の設置
第4 災害対策本部の運営

震災が発生した場合、市は災害対策本部等を設置し、関係機関との緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることをふまえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、市及び関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に合わせて、マニュアルの配備基準により配備する。

配備基準【地震災害】

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
警戒配備 (警戒本部)	市内で震度3又は4の地震が発生したとき 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき その他危機管理担当部長が必要と認めるとき	・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集、警戒	警戒配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる)

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
<p>第1配備 (警戒本部) 又は (災害対策本部)</p>	<p>市内で震度5弱の地震が発生したとき 市域沿岸に津波警報が発表されたとき その他本部長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・応急対策活動 	<p>第1配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他各部必要人員 (必要に応じ、避難所担当職員は各避難所へ) 消防団 宗像地区事務組合(上水道)</p>
<p>第2配備 (災害対策本部)</p>	<p>市内で震度5強の地震が発生したとき 市域沿岸に大津波警報が発表されたとき その他本部長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波情報等の収集、警戒 ・被害情報の収集 ・被害状況の把握 ・連絡調整 ・応急対策活動 	<p>第2配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・その他各部必要人員 (避難所担当職員は各避難所へ) 消防団 宗像地区事務組合(上水道)</p>
<p>第3配備 (災害対策本部)</p>	<p>市内で震度6弱の地震が発生したとき その他本部長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動 	<p>第3配備要員 (災害時職員行動マニュアルによる) ・各部の半数以上の職員 (避難所担当職員は各避難所へ) 消防団 宗像地区事務組合(上水道)</p>
<p>第4配備 (災害対策本部)</p>	<p>市内で震度6以上の地震が発生したとき その他本部長が必要と認めるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動 	<p>第4配備要員(上段の要員を含む) ・職員全員 消防団 宗像地区事務組合(上水道)</p>

配備区分	配備基準	活動内容	配備要員
------	------	------	------

- 1 上記配備基準による配備要員は、必要に応じて増減し、また、部内及び部間で応援態勢をとるものとする。
- 2 市内3箇所の震度計のいずれかで、配備基準の震度を観測した場合にすみやかに参集する。
- 3 市職員は、マスコミ報道、市緊急情報伝達システム、県防災メールまもるくん等から地震情報等を入手する。
- 4 交通対策課職員は、総務対策班の指揮下に、大島診療所職員は、健康福祉班の指揮下に入る。ただし、被災状況によっては、統括部の指示により、それぞれ大島・地島全般の応急対応を支援する。
- 5 各配備で参集する職員を各課等であらかじめ決めておく。
- 6 各部主管課長は、各部長をサポートする。
- 7 消防団員は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、各分団の消防格納庫に参集する。
- 8 夜間・休日に災害情報等が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じて危機管理課職員が参集する。
- 9 避難所担当職員については、震度5強以上の場合、救命活動の対応が必要な状況等以外は、各避難所に直行し開設の準備を行う。

2 配備体制の決定

統括部（危機管理課）は、地震・津波情報を収集し、その状況及び必要な対策を市長に報告する。

市長は、報告に基づいて配備体制を決定し、動員を指示する。

3 参集指示

統括部（危機管理課）は、非常配備体制の決定がなされた場合は、配備要員への参集指示を行う。

参集指示の連絡は、以下に示す複数の手段により、すみやかに行う。

勤務時間内	○ 市緊急情報伝達システム、庁内放送、電話など
勤務時間外	○ 市緊急情報伝達システム、電話など

4 動員指令

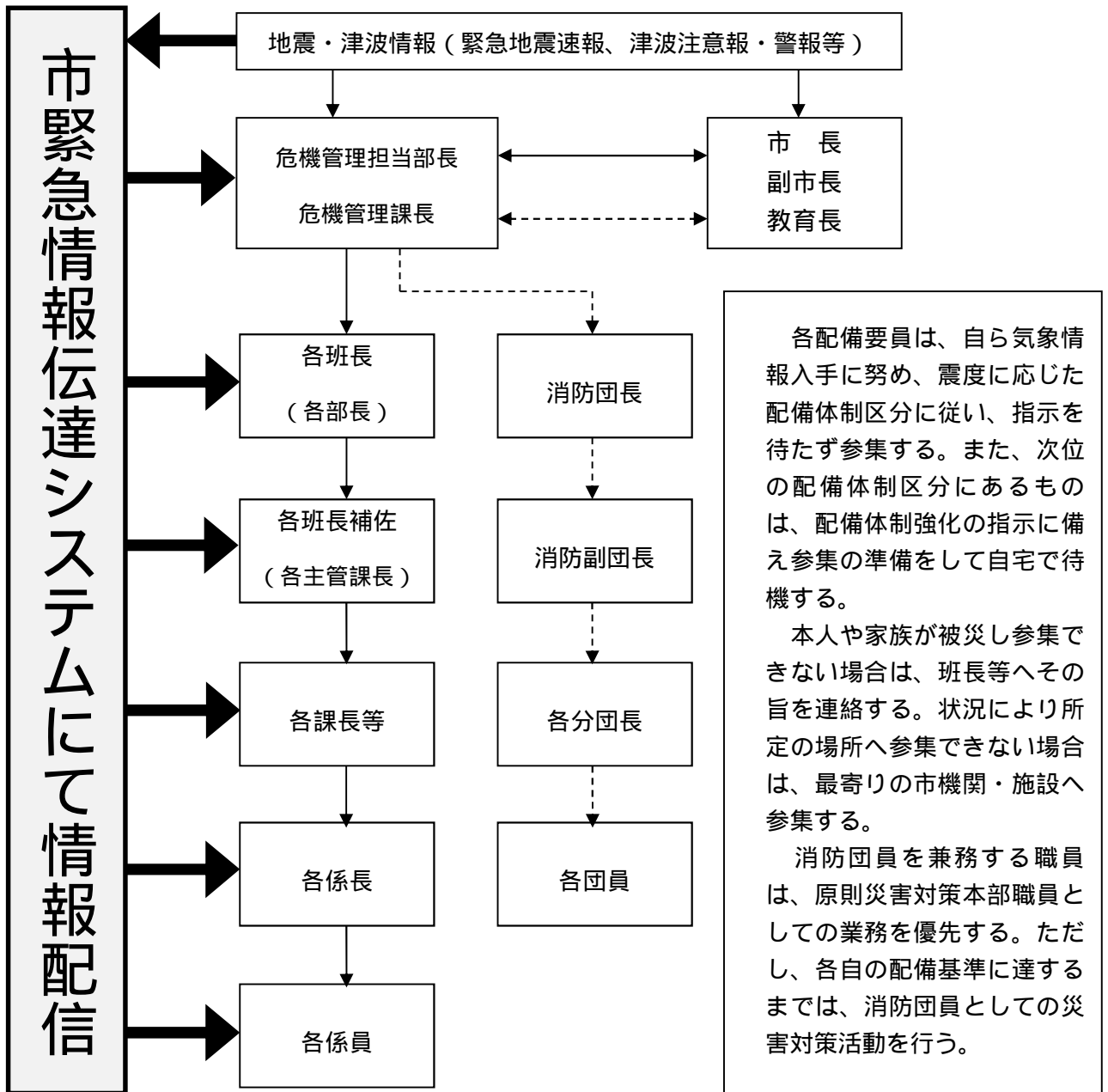
各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

災害対策本部の設置が決定されたときは、勤務時間内・外を問わず、市緊急情報伝達システム及び災害時における緊急電話連絡網により、本部員及び非常配備要員を動員する。（勤務時間内は、庁内放送も活用。）

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）において、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

事前に指名された避難所担当職員は、夜間・休日において、市域に震度5強以上の地震が発生した場合又はテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各避難所に参集し、避難所開設の準備を進める。

職員動員指令の連絡系統



5 参集場所

各職員は、勤務時間内・外ともに、各自の所属先に参集する。

また、避難所担当職員は、避難所開設の指示を受けた場合、各避難所に参集する。

6 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとり集めた後、総務対策班に報告する。

資料編 7-1 参集記録票

第2 警戒活動

1 警戒活動

災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、警戒配備要員を配備する。

警戒活動の基準

市域で震度3以上の地震が発生したとき
その他、危機管理担当部長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

地震警戒体制として、警戒配備要員は、次の警戒活動を行う。

活動内容

地震情報、津波情報等の収集・伝達
被害状況に関する情報収集
市民への地震情報等の伝達

第3 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて配備要員を招集する。

また、関係機関には、必要に応じて連絡員の派遣を要請する。

資料編 4-4 宗像市災害対策本部条例

災害対策本部の設置基準

市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
市域沿岸に津波警報が発表されたとき
その他、市長が必要と認めたとき

災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎3階第2委員会室に設置する。
市民からの電話対応は危機管理課執務室又は304会議室において総務対策班が行う。
市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、次のいずれかの施設に本部室を確保する。

第1順位 宗像ユリックス 第2順位 メイトム宗像（市民活動交流館）

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

現地災害対策本部の概要

被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の責任者は、副本部長（副市長）とする。

現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。

3 災害対策本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

統括部（危機管理課）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、関係機関、各コミュニティ運営協議会や職員に通知する。

通知先と伝達手段

<p>< 通信先 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 各コミュニティ運営協議会 庁内及び出先の職員 福岡県防災企画課 福岡県北九州市土整備事務所宗像支所 宗像地区消防本部 宗像警察署 	<p>< 伝達手段 ></p> <p>市緊急情報伝達システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般加入電話、ファクシミリ ○ 災害時優先電話 ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 防災行政無線、消防無線 ○ 庁内LAN ○ 衛星携帯電話
--	---

第4 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）が行う。

市長が不在又は連絡困難な場合は、以下の順位により、本部長（市長）に代わり意思決定をすみやかに行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は事後すみやかに本部長（市長）にこれを報告し、その承認を得る。

代行順位

第1順位：副市長	第2順位：危機管理担当部長	第3順位：危機管理課長
----------	---------------	-------------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

各班員は、所属する組織とその役割を把握し、災害対策本部行動マニュアルを確認しつつ、安全かつ迅速に行動を開始する。

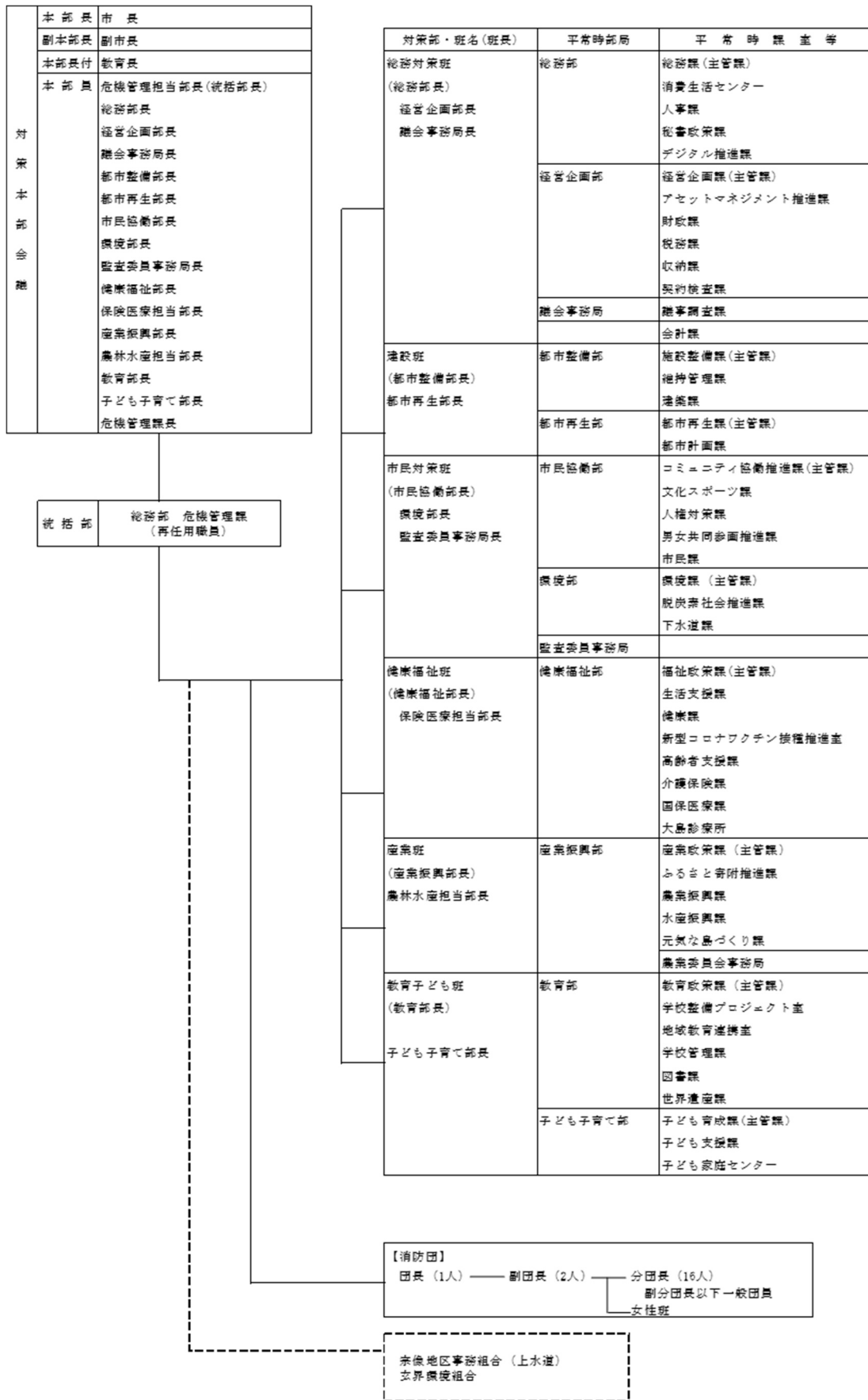
なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

組織、役割

本部長	市長	災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長	本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員 (班長)	各部長、課長等のうちから本部長が定める。	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
班員	本部長が定める。	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、次の「宗像市災害対策本部の組織構成図」に示す。

宗像市災害対策本部の組織構成図（令和5年4月1日現在）



3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

本部会議の概要

本部会議の開催時期	災害対策本部設置後 その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	災害対策本部の組織構成図を参照
事務局	統括部
協議事項	<p>本部会議の議題（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波情報等の報告 ○ 全体の状況、問題点、今後の状況予測等の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・応急措置状況 ・要請状況 ○ 各班（部）の対応状況、問題点報告 ○ 対応方針、対策実施スケジュールの検討 ○ 市の体制検討 <ul style="list-style-type: none"> ・配備態勢の切替 ・班（部）間の人員等の調整 ・応急対策に要する予算、資金調達 ・本部の廃止 ○ 外部への応援要請等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣要請要求 ・県、他市町村及び関係機関、団体への応援要請 ・国、県への要望、陳情等 ○ 重要事項の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定 ・災害救助法の適用申請 ・激甚災害の早期指定要望 ○ 広報、記者発表の内容、時期等の検討

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、消防団、消防本部、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

また、本部長の指示により、本部会議への出席を要請する。

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、次の「宗像市災害対策本部の事務分担表」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

宗像市事務分担表

対策班(部)名	所	属	分 担 作 業		
各班(部)共通			1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒		
			2) 災害対策本部との連絡		
			3) 部課内の動員調整、安否確認		
			4) 班の活動全体把握		
			5) 地域割り巡回調査		
			6) 避難所の開設・運営		
			7) 連絡員の派遣		
			8) 被災家屋認定に関する調査員の派遣		
			9) その他必要なこと		
統括部	総務部	危機管理課	1) 各班(部)の動員調整、総合連絡統制		
			2) 本部長、副本部長等との連絡調整		
			3) 災害対策本部の設置、運営及び廃止		
			4) 配備体制の決定・動員指示		
			5) 応急対策全般の調整		
			6) 気象情報、地震情報、その他の情報収集、記録調整、伝達、提供		
			7) 土砂災害警戒情報の受信及び指定区域への対応		
			8) 指定避難所(福祉避難所含む)の開設決定、開設・閉鎖指示		
			9) 避難指示等の発令・解除、警戒区域の設定		
			10) 避難所への職員配置指示(市民対策班・避難所担当職員へ)		
			11) 消防団の出動指示、連絡調整		
			12) 県、警察、消防、自衛隊及び協定機関等との連絡調整、応援要請		
			13) 記録全般		
			14) 臨時ヘリポートの開設指示		
			15) 災害救助法の適用及び関連事務		
			16) 国への報告		
			17) 国の現地対策本部の受入れ		
			18) 復興計画の総合調整		
総務対策班	総務部	総務課(主管課) 消費生活センター 人事課 秘書政策課 デジタル推進課	1) 災害情報の収集、記録、報告、各班(部)の活動状況の取りまとめ		
			2) 義援金の受入れ、分配		
			3) 被災者相談窓口の開設		
			4) 消費生活に関すること		
			5) 災害対策本部オペレーションルーム設置		
			6) 通信施設、情報管理施設等の保全管理・復旧		
			7) 各種情報の庁内共有		
			8) 災害広報(インターネット、メール等)		
			経営企画部	経営企画課(主管課) アセットマネジメント推進課 財政課 税務課 収納課 契約検査課	9) 報道機関への協力要請、取材対応
					10) 避難所担当職員との連絡調整
					11) 避難所からの要請対応
					12) 避難者の把握
	13) 自主防災組織等との連絡調整				
	14) 再任用職員との連絡調整				
	議会事務局	議事調査課 会計課	15) 被災家屋認定調査事務局		
			16) 罹災証明書の申請受付・発行		
			17) 被災者支援システムの管理		
			18) 人的支援受入れ(受援班)		
			19) 物的支援受入れ(受援班)		
			20) 民間事業者への協力依頼(受援班)		
			21) 宗像地区事務組合との連絡調整		
			22) 所管施設の被害調査、応急対応		
			23) 市庁舎、通信施設保全管理・復旧		
	24) 公共施設等の利用調整				
	25) 公用車等の確保・配車				
	26) 応急対策に係る財政措置				
	27) 行方不明者名簿の作成				

対策班(部)名	所 属	分 担 作 業	
建設班	都市整備部	施設整備課(主管課) 維持管理課 建築課	1) 所管施設の被害調査、応急対策、災害復旧事業の推進 2) 被災地の現地調査 3) 道路情報等の収集、通行規制、広報 4) 道路交通の確保 5) 道路、河川上の障害物除去
	都市再生部	都市再生課(主管課) 都市計画課	6) 被災建築物、宅地・家屋等の応急危険度判定 7) 仮設住宅の建設、入居者の選定
市民対策班	市民協働部	コミュニティ協働推進課(主管課) 文化スポーツ課 人権対策課 男女共同参画推進課 市民課	1) ボランティアセンター(社会福祉協議会)との連絡調整 2) 瓦礫、障害物等の処理 3) 被災家屋等の消毒 4) 動物の保護、収容 5) 仮設トイレの設置、し尿の処理 6) 遺体の収容、安置、火葬
	環境部	環境課(主管課) 脱炭素社会推進課 下水道課	7) 所管施設の応急対応 8) 廃棄物関係施設 9) 下水道及び雨水排水対策
	監査委員事務局	監査委員事務局	
健康福祉班	健康福祉部	福祉健康課(主管課) 生活支援課 健康課 新型コロナワクチン接種推進室 高齢者支援課 介護保険課 国保医療課 大島診療所	1) 医療関係機関への協力要請、連絡調整 2) 所管施設等の被害調査及び応急対応 3) 医療救護 4) 避難行動要支援者支援対策 5) 被災者の健康管理、衛生管理 6) 災害弔慰金の支給及び災害救済資金の貸与 7) 被災者生活再建支援
産業班	産業振興部	産業政策課(主管課) ふるさと寄附推進課 農業振興課 水産振興課 元気な島づくり課 農業委員会事務局	1) 各施設等の被害調査(観光施設、農業関係、林地関係、水産関係) 2) 施設等の巡視(ため池、用水路、排水樋門、井堰の転倒状況確認) 3) 安全対策(旅行者、滞在者の安全確保、避難対策) 4) 援護支援対策(商工、農業、水産) 5) 渡船の運航管理 6) 離島地域の情報収集 7) 離島地域に関する対策本部との調整 8) 離島地域の援護対策
教育子ども班	教育部	教育政策課(主管課) 学校整備プロジェクト室 地域教育連携室 学校管理課 図書課 世界遺産課	1) 所管施設等の被害調査及び応急対応 2) 乳幼児・児童・生徒の安否確認、避難対策、健康管理、衛生管理 3) 応急文教対策 4) 応急保育対策 5) 健康福祉班との連携・支援 6) 世界遺産関連資産の状況確認
	子ども子育て部	子ども育成課 子ども支援課 子ども家庭センター	

対策担当	属	分 担 作 業
消防団 (水防団)	各分団及び女性消防団員	1) 風水害、土砂災害、地震等への警戒 2) 災害対策本部との連絡調整 3) 各種情報の収集・伝達 4) 消火活動 5) 水防活動(応急活動、警戒、巡回パトロール) 6) 救急、救助、救護活動 7) 避難指示等の伝達、避難誘導 8) 行方不明者等の捜索・救助 9) 市民の安全確保 10) その他必要なこと
その他	宗像地区事務組合	1) 所管施設の応急対応 2) 飲料水の確保、供給 3) その他別途「災害時の連携協定」による

地域巡回パトロール一覧

パトロール担当地区	対策班名
吉武地区・赤間地区	総務対策班
赤間西地区・河東地区	市民対策班
自由ヶ丘地区・南郷地区	健康福祉班
東郷地区・日の里地区・地島地区・大島地区	産業班
田島地区・池野地区・岬地区・神湊地区	教育子ども班

地域の状況把握、情報収集を目的とし、直接的な応急対応はせず、本部への連絡を基本とする。
離島地区（大島・地島）の初動期のパトロールは、該当地区在住職員等への協力を求める。

宗像市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	市庁舎 * 建物破損等の場合は本部長の判断により移設する。順位は以下のとおり。 1. 宗像ユリックス 2. メイトム宗像
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	宗像ユリックス多目的広場ほか
	災害ボランティアセンター	メイトム宗像内 宗像市社会福祉協議会
医療救護	地域災害医療情報センター	宗像・遠賀保健福祉環境事務所
	医療救護所	指定避難所等
	地域災害拠点病院	宗像水光会総合病院
交通輸送対策	県緊急輸送道路	(1次) 一般国道：3号、495号 (2次) 主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、福間宗像玄海線、宗像篠栗線
	物資集配拠点	宗像農業協同組合各施設、道の駅むなかた
	臨時ヘリポート	城山中学校グラウンド、河東中学校グラウンド、宗像ユリックス芝生広場、玄海中学校グラウンド、地島小学校グラウンド、鐘崎漁村広場、大島運動場
避難対策	指定避難所 指定緊急避難場所 一時避難場所	資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所 参照 * なお、指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所、福祉避難所を、以下「指定避難所等」という。
要配慮者対策	福祉避難所	資料編 6-2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 参照
生活救援	市備蓄倉庫	状況に応じて指定
	給水拠点	指定避難所等
	炊き出し場所	指定避難所、学校の給食棟・家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎、指定避難所
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園
清掃活動	がれき（災害廃棄物）の集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	状況に応じて指定

第2節 情報の収集伝達、災害警戒

項 目
第1 地震情報の収集伝達
第2 通信体制の確保
第3 津波災害の警戒活動
第4 初期情報の収集
第5 被害調査
第6 災害情報のとりまとめ
第7 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供
第8 県、関係機関への報告、通知
第9 国への報告

第1 地震情報の収集伝達

地震が発生した場合、緊急地震速報（震度6弱以上は特別警報）、大津波警報、津波警報・注意報、津波情報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

また、津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し、被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等をはじめ、漁船や漁具、ヨットなどにおいても避難させることが減災につながることになる。

このため、緊急地震速報、大津波警報、津波警報・注意報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

1 地震関連情報の発表

福岡管区気象台は、地震及び津波に関する情報を発表する。

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の発表条件・内容については以下のとおりである。

緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

緊急地震速報（警報）の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）

また、日本放送協会（NHK）は、気象庁の発表について、テレビやラジオを通じて市民に提供する。

(2) 地震・津波情報の種類

気象庁による地震・津波情報の種類は、以下に示すとおりである。

地震情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	○ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	○ 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	○ 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	○ 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 ○ 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表します
遠地地震に対する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

津波情報の種類

種 類	内 容
津波予報	<p>津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震 については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表</p> <p>日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震</p>
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<p>各津波予報区（本市は福岡県日本海沿岸が該当）の津波の到達予想時刻 や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表</p> <p>この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻で、場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある</p>
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	<p>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</p>
津波観測に関する情報	<p>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</p>
沖合の津波観測に関する情報	<p>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</p>
津波に関するその他の情報	<p>津波に関するその他必要な事項を発表</p>

津波予報区の対象区域

地方中枢	対象予報区	津波予報区	区 域
福岡管区气象台	17区	福岡県日本海沿岸	福岡県（北九州市門司区以東及び有明海沿岸を除く）

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m < 予想高さ 10m	10m		
		3m < 予想高さ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 予想高さ 3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 予想高さ 1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

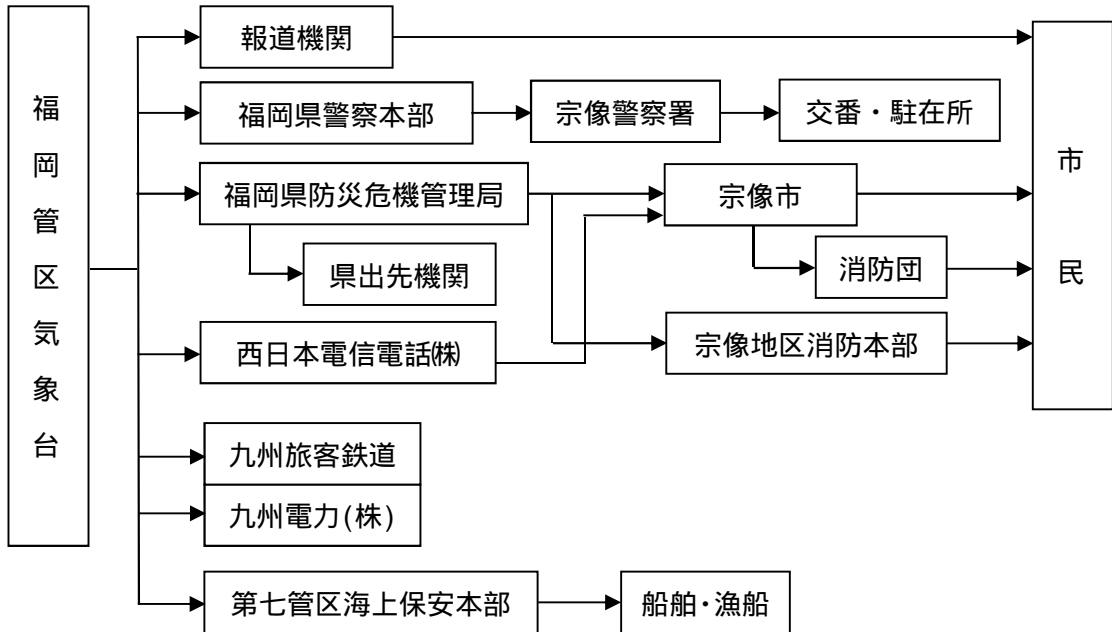
注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 伝達系統

統括部(危機管理課)、消防団及び宗像地区消防本部は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、すみやかに市民及び関係機関へ伝達する。

市民への周知については、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、Biz FAX等)、防災行政無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステムのほか、海岸部においては防災行政無線屋外子局を活用し、適宜行う。

地震・津波情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

福岡県震度情報ネットワークシステム

防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。

地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

宗像市内は、市役所本庁舎、福津消防署津屋崎・玄海出張所、大島行政センターに計測震度計を設置している。

4 情報の収集

統括部（危機管理課）は、次の入手先から気象情報等の収集を行う。

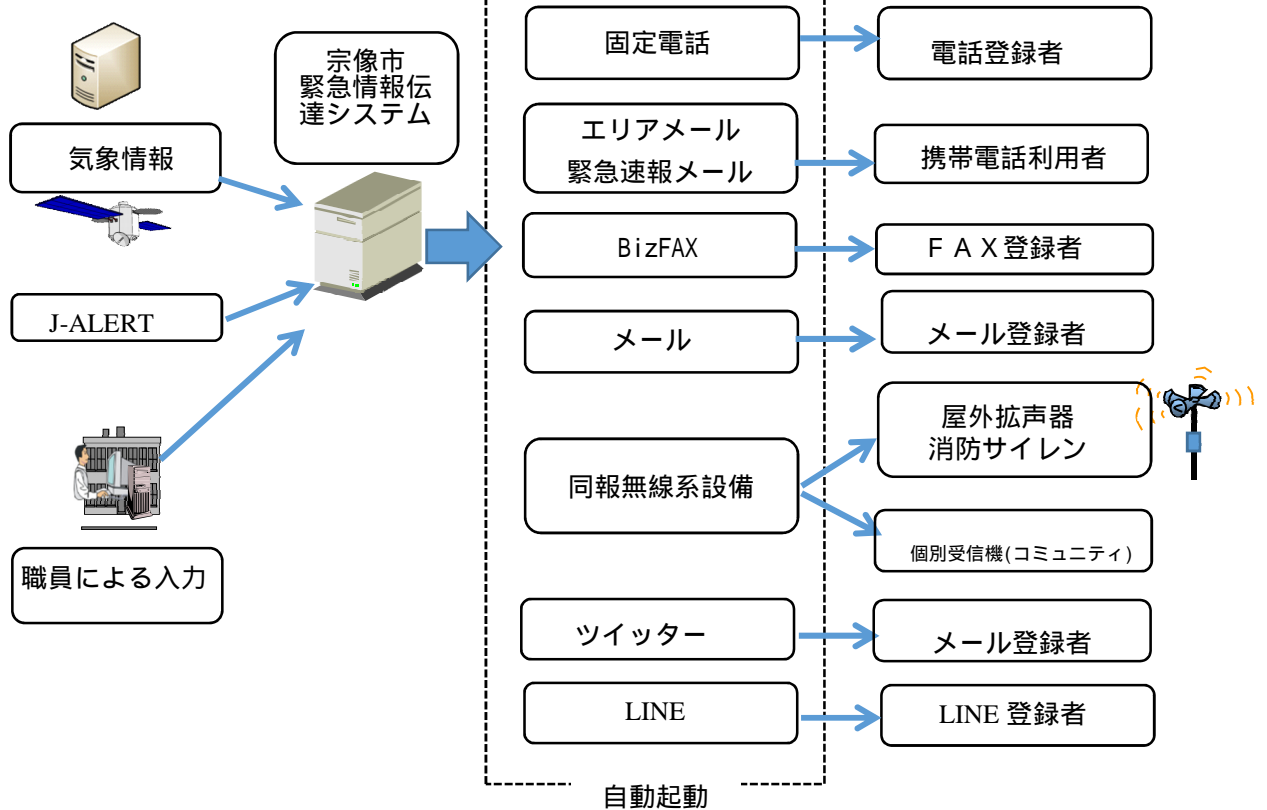
情報の入手先

福岡県防災ホームページ	https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/
気象庁（地震情報）	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
福岡管区気象台	https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/
九州電力送配電（停電情報）	https://www.kyuden.co.jp/td_info_teiden/fukuoka.html

5 住民への周知

総務対策班は避難指示等や地震情報等について、次のとおり住民への伝達周知を行う。

自動起動による情報伝達手段



その他の情報伝達手段

市ホームページ、市防災ホームページ dボタン広報誌 宗像市防災情報ダッシュボード 県Lアラート（防災情報共有システム）を通じたテレビ等での報道 Facebook 広報車、消防団車両 自治会、自主防災組織等の電話連絡網等による通知 他機関を通じての通知
--

6 異常現象発見時における措置（災害対策基本法第54条）

(1) 発見者の通報

地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

通報を要する異常現象

事 項	現 象
地震に関する事項	群発地震：数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震 がけ崩れ、落石、道路・堤防・堤体の亀裂など
津波に関する事項	潮位の異常な変動

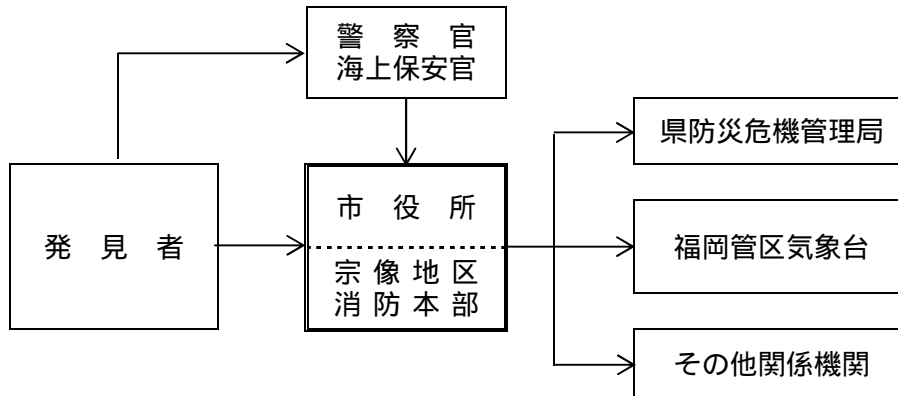
(2) 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

(3) 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局に通報する。

通報の流れ



通報先機関名	電話番号	備考
福岡管区気象台	(092)725-3609	地震火山課
福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
第七管区海上保安本部	(093)321-2931	

第2 通信体制の確保

1 通信機能の確保と統制

災害時には、次の通信手段を活用する。

統括部（危機管理課）及び総務対策班は、災害発生後、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。

停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

なお、無線の通信困難時の際は、設置場所を移動して良好な受信状態を保つか、伝令を派遣するなどの措置を取る。

資料編 2-1 宗像市防災行政無線

資料編 3-1 災害時の連絡先

関係機関への伝達

提供先	主な連絡手段
各班、消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内アナウンス又は庁内LAN ○ 市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ ○ 消防無線、防災行政無線（移動系） ○ 連絡員による伝令 <p>連絡員は、連絡文書とともに、可能な限り無線機・携帯電話を携行する。</p>
県（防災企画課）、宗像地区消防本部、警察署、JR九州、JR貨物、九州電力送配電、西日本電信電話、西部ガス、報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ <p>必要に応じて、相互に連絡員を派遣する。</p>
近隣市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークシステム ○ 電話（固定電話、携帯電話、衛星携帯電話） ○ ファクシミリ

2 窓口の統一解釈

関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話等を指定電話として定め、窓口の統一を図る。

指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

3 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用することができる。

利用できる通信設備

警察通信設備	消防通信設備	自衛隊通信設備	その他
--------	--------	---------	-----

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4項の規定に基づき、他機関が設置する無線局を利用することができる。

(3) アマチュア無線の活用

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の協力を要請する。

第3 津波災害の警戒活動

1 警戒活動

統括部（危機管理課）、建設班、産業班、消防団及び宗像地区消防本部は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

活動内容

津波情報の収集伝達
沿岸、河口部付近の警戒巡視
市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ
指定避難所の施設提供と自主避難者への対応

2 沿岸地域住民等及び船舶の自衛措置

(1) 沿岸地域住民等

ア．強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、大津波警報や津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。

イ．海水浴客や釣り人等は、津波注意報が発令された場合には、直ちに海浜付近から離れる。

ウ．大津波警報や津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（近くの高台、避難路・避難地、津波避難ビル等、鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物。）に避難する。

エ．正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。

オ．津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

カ．津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで、ア～オなどの最善の措置をとる。（避難を継続する。）

キ．河川のそばにいるときは、流れに対して直角方向に素早く避難する。

(2) 船舶

ア．強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。

イ．大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに港外退避（時間の余裕がある場合）する。

ウ．正しい情報をラジオ、テレビ、無線、防災行政無線屋外子局などを通じて入手する。

エ．津波の来襲に猶予時間がある場合、港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ．警報、注意報が解除されるまで、ア～エなどの最善の措置をとる。

第4 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務対策班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努め、収集した情報と各班からの情報をとりまとめる。

各班員は、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市機関・施設等に各自最も適した交通手段（バイク、自転車、徒歩）で自主参集し、初期情報の収集活動に努める。

資料編 5-5 被害の判定基準

資料編 7-2 参集途上の被災状況記録票

資料編 8-1 被害発生状況連絡票

初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を総務対策班に報告する。
総務対策班	県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 本部長（市長）が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。 上記の情報及び各班からの情報を取りまとめる。	
関係各班	所管区域内の災害情報の収集を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務対策班に報告する。

総務対策班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理するとともに、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

また、人的被害の情報を得た場合は、遅滞なく統括部へ報告すること。

なお、災害当初においては、次の9項目のうち ~ の情報収集に努める。

収集項目

人的被害（行方不明者を含む）
 火災の発生状況
 家屋等の被災状況
 市民の行動・避難状況
 土砂災害等の発生状況
 道路・橋りょう被害による通行不能路線・区間
 海上交通の運航・被災状況
 医療救護関係情報
 その他必要な被害報告

第5 被害調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、コミュニティ運営協議会、自治会、隣組等の協力を得て、担当地区別に被害調査を行い、総務対策班に報告する。

各班は、地区別調査報告をふまえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務対策班に報告する。

また、総務対策班は、被害確認結果をもとに、被災台帳として整理し、被災証明書発行の基礎資料とする。

資料編 8-2 火災・災害等即報要領

第6 災害情報のとりまとめ

総務対策班は、各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、統括部及び本部長に報告する。

留意点

活動期	留意点
初動活動期	災害の全体像の把握 現在の被害の状況 未確認情報の把握
応急活動期	市全体の被害の状況 各事項の詳細な内容の整理 防災関連地理情報システム（GIS）等による被害情報のとりまとめ

なお、行方不明者の人数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集を行う。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第7 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供

市民対策班は、市民の安否確認及び情報提供等について、すみやかに対応を行う。

なお、対応に際しては、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報を回答するよう努め、回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

1 市民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サ

ービス情報を確実に伝達する。

なお、安否情報の照会があった際は、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、被災者台帳等により、市が把握する情報に基づき回答するが、当該回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。

また、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）

第8 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

統括部（危機管理課）は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

資料編 5-4 福岡県災害調査報告実施要綱

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要領に定める様式で県へ報告する。

なお、県へ報告ができないときは、直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告の区分、内容、様式

区 分	内 容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 （即 報）	・被害発生後、直ちに報告 ・報告内容に変化があればその都度報告	第1号	防災行政無線 電話又は ファクシミリ	県地方本部
被害状況報告 （即 報）	・被害状況が判明次第、報告 ・以後、毎日10時、15時までに報告	第2号		
被害情報報告 （詳 報）	・災害発生後、5日以内に報告	第2号 第3号		
被害情報報告 （確定報告）	・応急対策終了後、15日以内に報告		文書（2部）	県災害対策本部

3 関係機関への通知

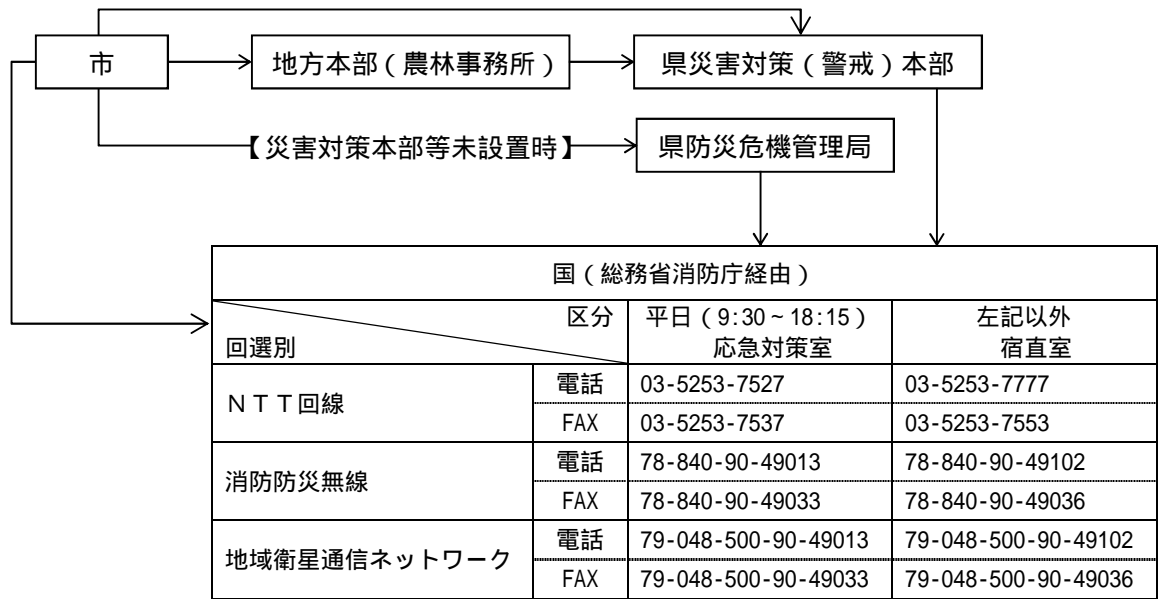
統括部（危機管理課）は、災害情報を取りまとめたときは、直ちに、消防本部、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第9 国への報告

統括部（危機管理課）は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準及び即報基準に該当する一定規模以上の地震・津波について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 5-3 火災・災害等即報要領

市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



災害即報の基準

直接即報基準	地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき (被害の有無を問わない)	
即報基準	一般基準	災害救助法の適用基準に合致するとき 市が災害対策本部を設置したとき
	個別基準 (地震)	地震が発生し、市内で震度5以上を記録したとき 人的被害又は住家被害を生じたとき
	個別基準 (津波)	津波警報又は津波注意報が発表されたとき 人的被害又は住家被害を生じたとき

第3節 災害広報

項 目
第1 災害広報
第2 報道機関への協力要請及び報道対応

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務対策班に提供する。

総務対策班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、市緊急情報伝達システムを活用し、放送事業者へ迅速に情報を提供する。

また、関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

時 期	手 段	内 容
災害発生直後	第4章第2節第1地震情報の収集伝達5住民への周知のとおり 現場での広報 テレビ・ラジオ等	避難指示 地震情報 被害の状況 電話自粛 住民のとるべき措置 自主防災活動の要請 ○ 避難所等の開設状況
応急対策活動時	上段に加え、 災害広報紙・チラシ・看板 JCOM九州（ケーブルテレビ） 等	被害の状況、余震等の情報 交通状況・ライフライン施設の被害 状況 応急対策の概況、復旧の見通し 安否情報 市民のとるべき防災対策 食料・飲料水・生活物資の供給等に関する情報 その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 放送要請

総務対策班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

放送要請の内容

要請先	<p>県、又は緊急時等やむを得ない場合に要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会福岡放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社テレビ西日本（TNC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社、JCOM九州の各放送局
要請事由	<p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ・通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・放送要請の理由 ・放送事項 ・放送を行う日時及び放送系統 ・その他必要な事項

市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
<p>1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》</p> <p>700-7021（防災企画係）</p> <p>700-7025（消防係）</p> <p>700-7500（災害対策本部、設置時のみ）</p>	<p>1. 県防災行政無線電話《発信番号78-》</p> <p>700-7027（宿直室）</p> <p>700-7020～7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可）</p> <p>78-700-7500 （災害対策本部、設置時のみ）</p>
<p>2. 一般加入電話</p> <p>092-643-3112（防災企画係）</p> <p>092-643-3986 （災害対策本部の設置時のみ）</p>	<p>2. 一般加入電話</p> <p>092-641-4734（宿直室切替）</p> <p>092-643-3986 （災害対策本部、設置時のみ）</p>
<p>備考 1. 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。</p> <p>2. <input type="text"/>内の電話を優先する。</p>	

市からNHK福岡放送局への要請

<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般加入FAX：092-781-4270、092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。 ○ 県防災行政無線電話《発信番号78-》982-70 ○ 一般加入電話 092-741-7557、092-741-4029
--

市から九州朝日放送株式会社への要請

市は、九州朝日放送株式会社に対し、防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送を要請する。

2 情報提供

総務対策班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。

その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

記者発表の方法

発表者	内容
本部長、副本部長 又は総務対策班班長	災害の種別、発生場所、日時、状況 災害応急対策の状況等

なお、総務対策班は、報道機関に対して、指定避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

第6節 避難対策

項 目
第1 避難指示等
第2 警戒区域の設定
第3 避難誘導
第4 広域的避難者の受け入れ
第5 避難所の開設
第6 避難所の運営
第7 旅行者、滞在者の安全確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命・身体の保護を目的として、安全な場所への立退きを求め、早めの避難を促すため、避難指示等、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難指示等

1 避難指示等の発令権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難指示」を発令する。

また、避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「安全確保措置」という。）の指示を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第4の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、避難指示等に関する事務を行う。

避難指示等の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令	取るべき措置
市長	意思決定代行順位 その他の委任市職員	災害全般	指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
			安全確保措置の指示	○ 避難のための立ち退きを行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	同上第3項	
	知事 (委任を受けた吏員)	災害全般	指示 安全確保措置の指示	上記の場合において、市長がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	同上第6項	事務代行の指示
	警察官 海上保安官	災害全般	指示 安全確保措置の指示	上記の場合において、市長が避難のための立ち退き又は安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上第61条第1項	市長に通知 (市長は県知事に報告)

他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	勧告・指示を行う要件	根拠法令
警察官	災害全般	警告	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	警察官職務執行法第4条第1項
	災害全般	措置命令 措置	上記の状況で、特に急を要するとき	
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	海上保安法第18条
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	自衛隊法第94条第1項
知事、知事の命を受けた職員	地すべり	指示 (緊急)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条

2 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

避難指示等の区分

区分	発令時の状況	市民等に求める行動
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」 1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」 2 を行う。

1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

3 避難指示等の基準

市長が行う避難指示等の発令基準は、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」を基本とする。また、避難指示等の発令について、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該事項について、助言を求めることができる。

避難指示等の発令基準（「避難指示等の判断・伝達マニュアル」より）

	津波災害
高齢者等避難	
避難指示	<p>～ のいずれか1つに該当する場合</p> <p>大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 （ただし、避難の対象区域が異なる。）</p> <p>停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けとることができない状況において、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>

遠地地震の場合の避難指示等

我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを確認し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

4 避難指示等の伝達

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、すみやかに避難指示等を、市緊急情報伝達システム、防災行政無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、住民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するよう努めるとともに、情報の伝わりにくい要配慮者、特に避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に特に配慮する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難指示等の方法及び伝達事項

担当・方法	統括部（危機管理課） 関係各班 放送事業者	市緊急情報伝達システム（エリアメール・緊急速報メール、BizFAX等） 市防災行政無線、広報車、消防団 テレビ、ラジオ等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	避難対象地域 避難先	避難指示等、安全確保措置の指示の理由 注意事項（戸締まり、携行品）等

5 県・関係機関への報告、要請

市長（本部長）が避難指示等を発令した場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

連絡先

報告	県知事（防災危機管理局）
協力要請	宗像地区消防本部、警察署、地方支部等
避難所の開設要請	避難所担当職員、避難施設管理者等

6 解除とその伝達、報告

市長（本部長）は、統括部及び関係各班と連携し、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示等を解除し、避難所等に避難している対象者に伝達する。

また、解除後はすみやかに県知事に報告する。

7 広域的避難の支援

大規模地震災害等においては、被災者は他市町村への避難が必要となる場合もあるが、このような広域的避難においては、特に、女性と子どもによる避難（以下、「母子避難」という。）が多くなることが予想される。

このため、母子避難の状況及びニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、避難先市町村との連携等により、避難先で必要となる生活支援としての一時金の支給、子どもへの教育・保育の提供、就職支援、広域避難者同士の交流の場の確保等、必要な支援の提供に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長（市長）からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長（市長）の職権を行った場合、その旨を本部長（市長）に通知する。

なお、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する関係機関や県に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。

警戒区域の設定に伴い、災害対策基本法第116条第2項に基づき、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意思決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第2項
	自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき（この場合直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する）	同上 第3項
	知事	災害全般	市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときで、火災警戒区域を設定したとき	消防法 第23条の2第1項

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
	警察署長	火災 その他	上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	火災の現場において消防警戒区域を設定したとき	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長（市長）は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

統括部（危機管理課）は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を避難所等に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄りの避難所等まで行う。

なお、避難は原則として徒歩とする。

避難誘導の対象、担当

対象	担当
市民	消防団、市民対策班、健康福祉班、警察官、宗像地区消防本部等 在宅の要配慮者、特に避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。 離島については、必要に応じて海上及び航空輸送を行う。

対 象	担 当
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員等
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

2 避難者の携帯品等

非常持出品は、避難行動に支障をきたさない最小限のものとするが、平常時より、おおむね次のようなものを収納した非常袋を用意しておくよう啓発に努める。

携帯品等の目安

家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 食料・飲料水（3日分程度）、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難の誘導方法

避難の誘導は、病人、高齢者、幼児、障がい者その他の要配慮者、特に単独で避難することが困難な避難行動要支援者を優先する。

状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認し、徒歩により避難させる。
 自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合や、避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察、他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施する。

4 誘導時の留意事項

避難の目的・場所を明確にすること。

自治会、世帯単位等の地域住民の生活単位ごとにまとまるように誘導し、状況に応じて班を編成して避難者の確認を行う。

誘導者は少なくとも先頭、中間及び後方に位置して脱落者等のないように注意する。

誘導に際しては、必要に応じロープ、車両等を利用する。

5 広域避難

ア 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

イ 広域避難の実施について

市は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な

役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

市び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努める。

第4 広域的避難者の受け入れ

市は、市外被災地の災害規模が甚大で、被災地である市町村から区域外への広域的な避難及び指定緊急避難場所、指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて広域的避難者の受け入れ体制を整えるとともに、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

第5 避難所の開設

1 自主避難への対応

市が開設する避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、自治会等で開設する自治公民館等を使用する。

2 避難所の開設

開設する避難所は、原則として本部長（市長）が選定する。

避難所の開設は、避難所運営マニュアルに基づき、避難所担当職員（市）が施設管理者等の協力を得て実施する。

緊急に避難所を開設する必要があるときで、施設管理者、施設の職員が勤務している場合は、避難所担当職員の到着を待たずに避難所を開設する。

なお、大規模災害等により避難所が不足する場合は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設を行うとともに、要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

災害救助法による避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

資料編 2-5 指定避難所及び指定緊急避難場所

(1) 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認

市が指定する避難所を開設する避難所担当職員は、建物の安全確認を行う。建物の安全確認が済むまでは危険なため、避難者に中に入ることはできないことを伝える。

(2) 施設内の利用できる場所の確認

利用できる場所の確認、立ち入りを禁止する場所の指定、利用できる設備や資機材の確認等、施設管理者と打ち合わせる。

(3) 避難所のレイアウトの決定

第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第3 避難体制の整備 5 避難所運営体制の整備 (3) 避難所のレイアウトづくり に記載のポイントを踏まえ、レイアウトを決定する。

(4) トイレの確保・管理

まずは、既設トイレ設備の確認を行う。既設トイレが使用できない場合は、備蓄している災害用トイレを使用する。

市民対策班は、トイレが不足していないかを確認し、必要数を確保する。男性、女性を区別し、

特に女性用トイレは多く設置する。

3 避難所開設の報告

避難所担当職員は、避難所を開設したときは、市民対策班に報告を行う。

ただし、学校施設の避難所担当職員については、学校長等の協力の下、教育子ども班経由での報告も可とする。

市民対策班は、避難所担当職員からの報告を集約し、総務対策班への避難所の開設及び収容人数等の報告を行う。

統括部（危機管理課）は、県に対し、次の報告を行う。

避難所開設の報告事項

避難指示等種別
 対象地区名〔避難先名〕
 発令理由・発令日時
 避難指示等対象数（世帯数・人数）
 実避難数（世帯数・人数）
 避難所開設数

4 避難所の孤立防止等

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域での避難所の設置・維持についての適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

開設した避難所の付近住民に対するすみやかな周知徹底
 警察等との連携
 避難所責任者の専任とその権限の明確化
 避難者名簿の作成（なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても把握する）
 要配慮者に対する配慮

5 避難所の統合・廃止

災害の復旧状況や避難者数等により、避難所の統合及び廃止を行う。

6 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第6 避難所の運営

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに基づき、地域住民（避難者）が主体となり、避難所担当職員と協力して行う。

1 避難者の受付

避難所担当職員は、受付を設置し、原則として避難者に世帯ごとに避難者カードを記載してもらう。避難者名簿を作成する。安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。

ただし、DVや虐待等の被害により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重する。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。

運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。

資料編 10-1 避難者カード

資料編 10-2 避難者名簿

2 避難所利用者の組分け

避難所の居住スペースの単位で「組」を作る。自治会単位などをもとに編成。自治会役員などの協力を得て組分けをする。避難所周辺で車中泊・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する。

3 避難所運営委員会の設置

(1) 組長の選出

各組ごとにとりまとめを行う代表者（組長）を選出してもらう。

<代表者（組長）の選出>

組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。

なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。

<代表者（組長）の役割>

組内の意見を取りまとめ運営委員会に報告する。

運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する。

運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う。

組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する。

組内に要配慮者（高齢者や障がい者など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う。

掃除など環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う。

(2) 避難所運営委員会の構成員の選出

避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・民生委員など地域の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、市担当者、施設管理者が集まり、避難所運営委員会規約（案）を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞

- ・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員には女性を加える。少なくとも3割以上は女性が参画することを目標にする。
- ・避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する。

ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず1名ずつ出席できるよう努める。

(3) 会長、副会長の選出

避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出する。

(4) 運営規約、避難所のルール作成、掲示

避難所運営マニュアルを参考に、避難所運営に必要な事項を検討し、運営規約、避難所のルールを作成する。

(5) 運営班の設置

避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。

各運営班の役割（例）*各班は、班長、副班長、班員等で構成。

班名（例）	役割（例）
総務班	・運営委員会の開催・各班の業務の調整 ・レイアウト変更検討・運営日誌の作成 ・市災害対策本部への連絡
情報班	・情報収集・情報提供 ・情報掲示板の整理・マスコミ対応
管理班	・避難者名簿の整理・避難者の入退所管理 ・安否確認対応・施設の利用管理 ・施設、設備の点検、故障対応
相談班	・避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	・食料、水等の確認・食物アレルギー対応 ・食料の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応
物資班	・備蓄品の確認・物資ニーズの把握 ・物資の調達・受入・管理、配給
環境衛生班	・生活衛生環境の管理、避難所内の清掃・避難所の巡回 ・衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)・感染症予防
保健班	・被災者の健康状態の確認
要配慮者支援班	・要配慮者の支援 高齢者、障がい者、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策
避難所外避難者対策班	・避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理
巡回警備班	・避難所の防火、防犯対策
避難者交流班	・避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	・ボランティアの受入、調整、管理

4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所担当職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を総務対策班に請求する。

物資等を受け取ったときは、避難者で組織した食料班・物資班等と協力し、避難者に配分する。

なお、避難所は在宅避難者が必要な食料や飲料水等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点にもなることについて広報し、避難所の避難者に理解を求めよう努める。

5 運営記録の作成、報告

避難所担当職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、市民対策班へ報告する。

傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

資料編 10-3 避難所運営記録

資料編 10-4 物品の受払簿（避難所用）

6 広報

避難所での広報活動は、避難所運営委員会、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。

なお、障がい者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

7 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

長期化への対策事項

< 生活環境 >

共同利用する器具、場所等に関する生活ルールを確立する。

冷暖房器具、洗濯機等の生活機材を確保する。

間仕切り等による避難者のプライバシー保護等を行う。

施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。

< 医療・保健・福祉 >

トイレ（し尿処理）、入浴施設、水道、下水道、清掃、ごみ処理などの衛生対策について、環境を維持するため避難者等の協力を得る。

避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、細やかなケアを行う。

避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化、インフルエンザ等集団感染などの防止、精神安定化等を図るため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。

「医療・保健・福祉の専門職」の視点（女性、高齢者、幼い子どもたちの目線）を取り入れる。

福祉避難所の開設と要配慮者の移送・誘導等を検討する。

< 乳幼児・女性 >

乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。

トイレ・更衣室以外にも女性専用スペース、女性用物干し場を設置する。

< 防犯 >

避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。

避難所のパトロール等（女性や子どもに対する性暴力や虐待等の予防）を行う。

< その他 >

ボランティア等支援スタッフを確保する。

状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

8 避難者の把握及び避難所の生活環境の把握

(1) 避難者の把握

市民対策班は、避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報を早期に把握する。

また、避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報を把握し、県等への報告を行う。

(2) 避難所の生活環境の把握

市民対策班は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。

そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。

避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。

また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。

9 車中泊避難への対応

車中泊の避難者は、避難者カードの活用などにより、避難状況を把握し、複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で組を編成し、最寄りの避難所での運営に参画してもらう。また、車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。

健康福祉班は、エコノミークラス症候群の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める。

10 在宅避難への対応

在宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難なもの（在宅避難者）については、避難所入所者に準じ救援措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握

在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

ア．在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

イ．配給の実施機関は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第7 旅行者、滞在者の安全確保

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、市は、交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な

場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及び見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第10節 交通・輸送対策

項 目
第1 交通情報の収集、道路規制
第2 道路及び海上交通の確保
第3 車両等、燃料の確保、配車
第4 緊急通行車両の確認申請
第5 緊急輸送
第6 物資集配拠点の設置
第7 放置車両等の対策
第8 臨時ヘリポートの設置

第1 交通情報の収集、規制

1 情報収集

建設班は、産業班と連携し、警察署、第七管区海上保安本部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、パトロール等を実施して迅速に被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握し、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

資料編 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及びう回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法 第76条
警察署長等	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警 察 官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法 第76条の3第3項 及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

3 海上交通の規制

第七管区海上保安本部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

産業班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、第七管区海上保安本部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 交通施設の応急復旧

道路管理者は、建設班、県及び関係機関等と連携・協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

通行確保のための措置

国・県・市の各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- 道路の被害状況等をすみやかに把握し、関係機関に連絡する。
- 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- 避難道路は、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- 上下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。
 なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後すみやかに通報する。
- 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。
 この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。
 また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

2 緊急輸送道路の確保

建設班は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

3 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	一般国道：3号、495号
緊急輸送道路（2次）	主要地方道：宗像玄海線、若宮玄海線、福間宗像玄海線、宗像篠栗線

なお、災害対応拠点をつなぐために最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路（啓開道路）については、国道3号及び福間宗像玄海線が指定されている。

4 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。

なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

5 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、第七管区海上保安本部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

(1) 車両、燃料の調達

総務対策班は、次のとおり車両の借り上げ、燃料の調達を行う。また、災害時における燃料の供給に関する協定に基づき、災害応急対策車両を指定する。市内石油販売業者に災害応急対策車両確認標章を提示し、燃料の優先供給を要請する。

車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃 料 の 調 達	各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。
災害応急対策車両	市有車両、廃棄物収集運搬車両、し尿収集運搬車両、災害時指定する車両

(2) 配車

総務対策班は、各班の要請に基づき、車両関係団体の協力を得て総合的に調整し、配車する。車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

資料編 2-10 市有車両一覧

2 船舶の確保

産業班は総務対策班と連携し、本土と離島を結ぶ緊急輸送において、市営渡船を確保する。また、必要に応じて海上タクシー等を活用する。

3 県への要請依頼

統括部（危機管理課）は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、県知事又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認(証明書及び標章の交付)を受ける必要がある。この緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

総務対策班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会(各警察署)に対し所定の書類をもって申請する。

2 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両として事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会(各警察署)に当該届出済証を提出し、確認審査を省略してすみやかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

資料編 11-3 緊急通行車両事前届出書

資料編 11-5 緊急通行車両通行標章

資料編 11-6 緊急通行車両確認証明書

3 緊急通行車両の使用

緊急通行車両として使用するとき、各車両ごとに緊急通行車両確認証明書、通行標章の交付を受ける。交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備え付ける。

警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

第5 緊急輸送

受援班物的支援受入れ係は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、必要に応じて、人員、食料、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。

多数の避難所へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

統括部（危機管理課）は、道路交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

緊急輸送の範囲

第1段階	救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 後方医療機関へ搬送する傷病者等 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	上記第1段階の続行 食料、水等生命の維持に必要な物資 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記第2段階の続行 災害復旧に必要な人員、物資 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

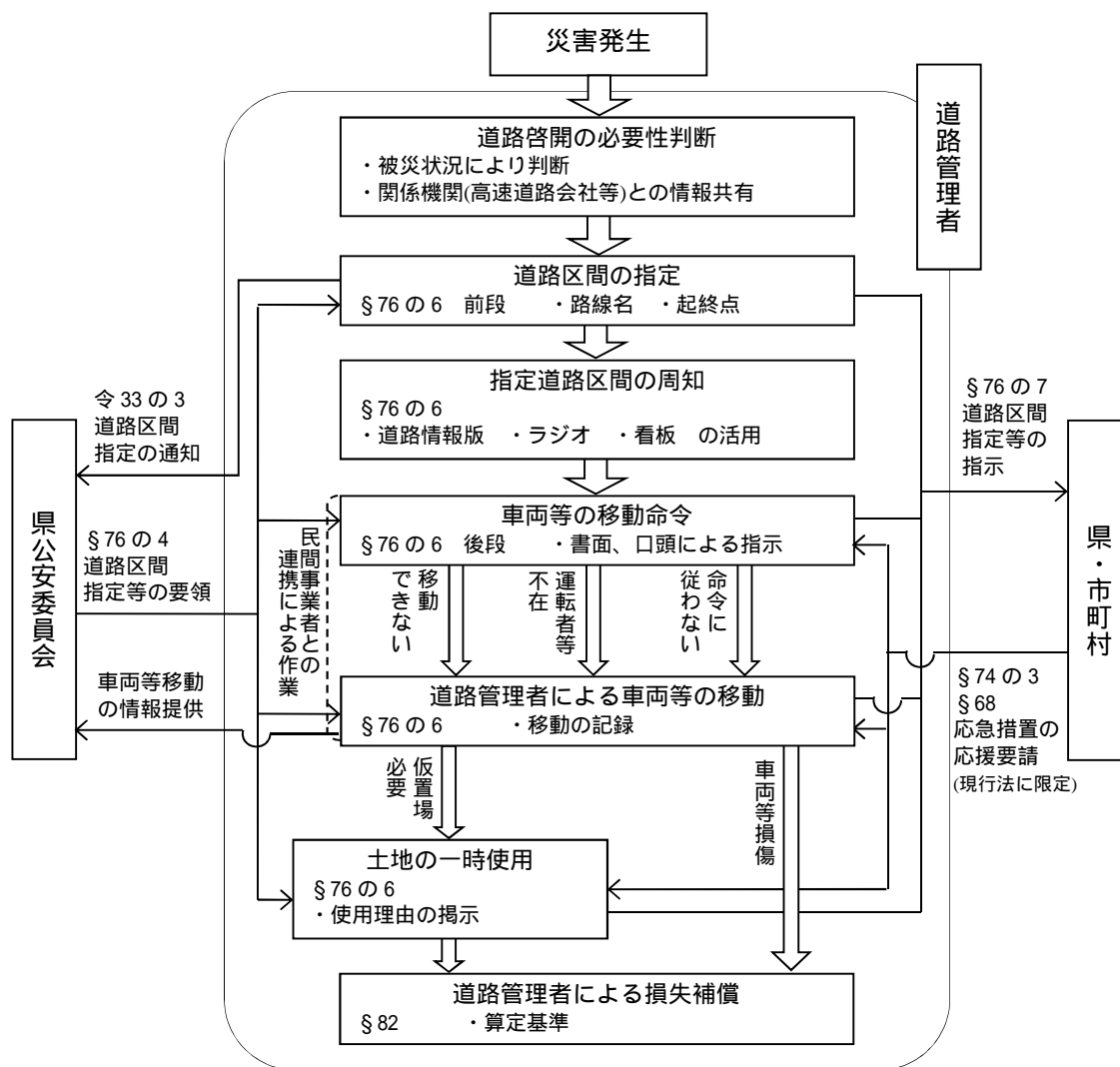
受援班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて第2章予防 第3節応急活動体制の整備 第6 輸送体制の整備 4 物資集配拠点の整備 のとおり、物資集配拠点を開設する。

第7 放置車両等の対策

道路管理者は、災害時における放置車両等の取り扱いについて、災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。

- ア．道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- イ．道路管理者は、アの措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
- ウ．市長は、知事からの指示等があった場合には、すみやかにアの措置を実施する。

参考：基本法に基づく車両等の移動の流れ



明朝体の文言は、法律・政令には位置づけられていないが、施行通知・運用手引き等に記載されている主な事項。

第8 臨時ヘリポートの設置

統括部（危機管理課）は、産業班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。

資料編 2-9 災害時における臨時ヘリポート

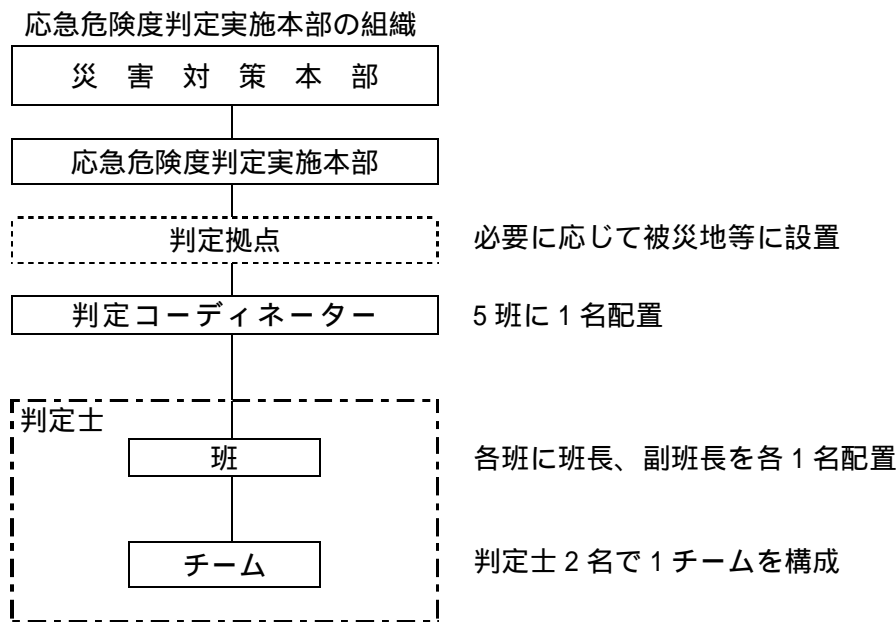
第12節 住宅対策

項目
第1 被災建築物の応急危険度判定
第2 被災宅地の危険度判定
第3 応急仮設住宅の建設等
第4 応急仮設住宅の入居者選定
第5 被災住宅の応急修理

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長(市長)は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、被災建築物応急危険度判定マニュアル(日本建築防災協会)等に基づき判定作業を行う。



応急危険度判定実施本部の業務

実施本部、判定拠点の設置
 県等への支援要請
 判定士の参集要請、派遣要請
 判定士の受け入れ
 判定の実施
 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、次の業務を行う。

実施本部員の業務内容

判定実施計画の作成
 判定資機材等の準備
 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。

不足するときは、県に応援を要請する。

判定コーディネーターは、被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

判定コーディネーターの業務内容

判定実施の準備
 判定士の受け入れ準備
 判定士の受け付け
 判定士の判定作業の説明
 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

判定内容

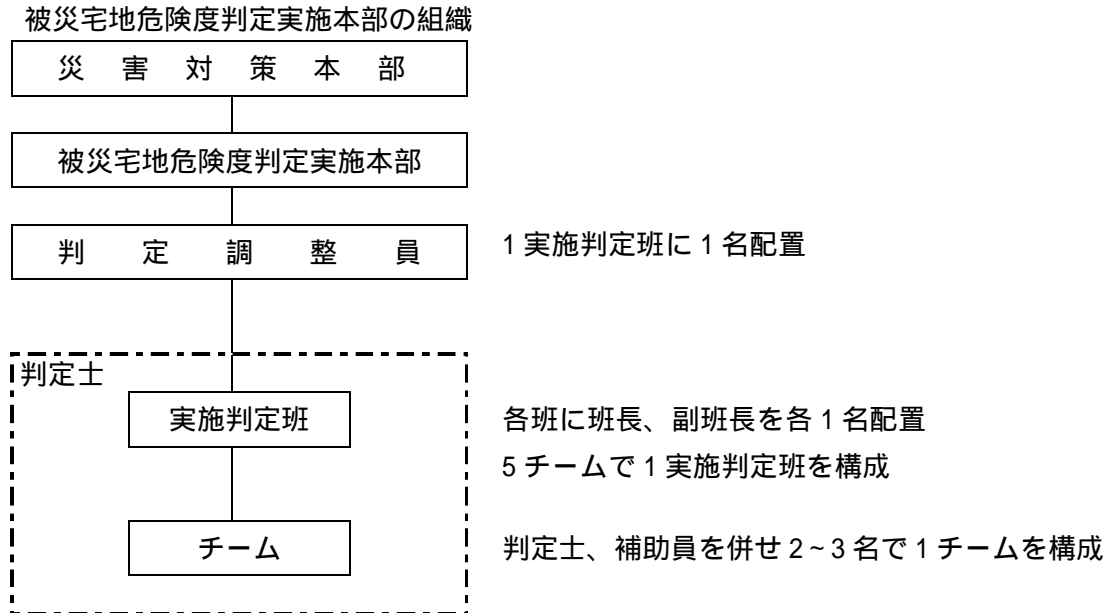
判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	建築物は使用可能

判定士の育成
 市職員の中から判定士の育成に努める。

第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長（市長）は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。



被災宅地危険度判定実施本部の業務

実施本部の設置
 県等への支援要請
 判定士の参集要請、派遣要請
 判定士の受け入れ
 判定の実施
 判定結果の集計、報告等

判定対象施設

擁壁
 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
 排水施設
 その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

実施本部員の業務内容

判定実施計画の作成
 判定資機材等の準備
 判定活動環境の整備（移動手手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、被災宅地危険度判定士の資格を有する市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

判定調整員の業務内容

判定実施の準備
 判定士の受け入れ準備
 判定士の受け付け
 判定士の判定作業の説明
 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。

判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

判定士の育成
 市職員の中から判定士の育成に努める。

第3 応急仮設住宅の建設等

1 需要の把握

建設班は、統括部（危機管理課）と連携して、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は指定避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として定めている、宗像中央公園、日の里第7号公園、自由ヶ丘第11号公園について被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧を行い、建設場所を確保する。

資料編 2-11 応急仮設住宅建設候補地

3 応急仮設住宅の建設

建設班は、建設業者等の協力を得て、入居希望者の世帯構成や高齢者、障がい者向けの仕様を考慮し、応急仮設住宅の建設を行う。

(1) 建設実施の決定

災害救助法適用前	○ 応急仮設住宅の建設は本部長（市長）が行い、事業の内容については災害救助法の規定に準じて行う。
災害救助法適用後	○ 災害救助法が適用されたとき、応急仮設住宅の建設は県知事が行い、県知事が政令で定めるときは、本部長（市長）が行う。

(2) 建設の実施

災害救助法が適用されたとき、次の点をふまえて仮設住宅を建設する。

建設の基準	○ 建設の基準は、災害救助法の規定による。 ○ 住宅の仕様は、入居希望者の世帯構成に応じていくつかのタイプに分けて建設する。
建設の実施	○ 仮設住宅建設の工事は、建設業者に協力を要請する。
建設の期間	○ 災害発生日から20日以内を目標に着工し、すみやかに完成する。

(3) 供与期間

入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の管理

建設班は、応急仮設住宅の管理を行う。

なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮する。

7 公営住宅等の確保

建設班は、住宅を失った被災者に対し、市営住宅及び民間賃貸住宅等の空き家の確保、供給に努める。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。
なお、建設班は県と協議のうえ、入居者を選定する。

災害救助法の適用による入居対象者

住家が全焼、全壊又は流失した者
自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建設班は、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

要配慮者は、福祉仮設住宅に入居できるよう配慮する。
県が建設した応急仮設住宅の場合は、その入居者選定に協力する。

第5 被災住宅の応急修理

建設班は、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

災害救助法の適用による応急修理の対象者

住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者
自らの資力では、住家の修理ができない者

2 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

修理を実施する住宅の選定は、県が市（建設班）の協力を得て行う。

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

3 相談窓口の情報提供

県が住宅金融支援機構九州支店と協議して設置する相談窓口では、住宅に関する相談等の対応を行うことから、統括部（危機管理課）は、被災者に相談窓口の設置情報等を広報等により提供する。

第 1 5 節 文教対策

項 目
第 1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
第 2 応急教育
第 3 保育所児童の安全確保、安否確認
第 4 応急保育
第 5 文化財の保護

第 1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

(1) 在園、在校時の対応

園長、学校長は、地震発生後、直ちに園児、児童、生徒の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、教育子ども班及び市教育委員会に報告する。

また、園長、学校長は、以下の対応を行う。

地震発生後の対応

幼稚園、学校周辺の被害状況から、園児、児童、生徒を帰宅させた方が安全であると認められるときは、教職員の誘導により保護者へ引き渡す。

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

地震により、幼稚園、学校に危険があるときは、教職員は消防団等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

救急・救護が必要な園児、児童、生徒が発生した場合は、すみやかに宗像地区消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

(2) 在宅時の対応

園長、学校長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休校とするなどの措置を講じる。

また、園長、学校長は、参集した教職員により、園児、児童、生徒の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2 安否の確認

教育子ども班は、地震が発生し必要と認められる場合は、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。

これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

5 教職員が被災した場合の措置

地震により教職員に被害が発生した場合、市教育委員会はすみやかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、地震発生後、すみやかに施設及び設備、施設周辺の被害を調査し、災害の程度に応じて、教育子ども班と連携し、応急教育の場所を確保する。

なお、崩壊等の危険な校舎等がある場合には、立入禁止措置等の応急措置を講じる。

応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	被害を免れた施設（特別教室、体育館等） 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	被災地外の最寄りの幼稚園、学校、公共施設 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級制を行うなど授業再開に努め、すみやかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育子ども班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

応急教育の内容

学習に関する教育内容	<p>教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。</p> <p>健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。</p>
健康・衛生に関する指導	<p>飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導</p> <p>衣類、寝具の衛生指導</p> <p>住居、便所等の衛生指導</p> <p>入浴等身体の衛生指導</p>
生活指導	<p>児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。</p> <p>児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせる。</p> <p>スクールカウンセラー等の専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。</p>

3 学用品の調達及び給与

教育子ども班は、災害救助法の適用により、以下のとおり学用品等の給与を行う。

学用品の調達・給与

給与の対象	<p>地震により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。</p>
給与の期間	<p>支給期間は、災害発生の日から教科書は 1 か月以内、文房具及び通学用品は 15 日以内である。</p>
調達の仕方	<p>教育子ども班は、本部長の指示により指定業者から調達する。</p>
費用の限度	<p>被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付を行う。</p>

4 学校給食の措置

教育子ども班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

学校給食の留意事項

<p>被害があってもできる限り継続実施するように努める。</p> <p>給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、すみやかに実施できるよう努める。</p> <p>指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。</p> <p>感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。</p>

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

(1) 在所時の対応

保育所長は、地震発生後、直ちに児童の安全確認を行うとともに、被災状況の確認を行い、その状況について、教育子ども班に報告する。

また、保育所長は、以下の対応を行う。

地震発生後の対応

保育所周辺の被害状況から、児童を帰宅させた方が安全であると認められるときは、職員の誘導により保護者へ引き渡す。

保育所長は、児童を帰宅させることが危険なときは、保育所で保護者に引き渡す。

保護者の迎えがないときは、保育所で保護する。

地震により、保育所に危険があるときは、職員は消防団等と連携のうえ、児童を安全な場所に避難誘導する。

救急・救護が必要な児童が発生した場合は、すみやかに宗像地区消防本部に通報するとともに、医療機関への搬送を行う。

資料編 5-7 災害救助法による救助内容

(2) 在宅時の対応

保育所長は、夜間や休日等に地震が発生し、被害状況等から判断して必要と認められるときは、休所とするなどの措置を講じる。

また、保育所長は、参集した職員により、児童の安全確認を行うとともに、それぞれの被災状況を把握する。

2 安否の確認

教育子ども班は、地震が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

教育子ども班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。

既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。

災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財の保護

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、地震により文化財に被害が発生したとき、その状況を市民対策班に通報する。

市が所有・管理する文化財については、市民対策班がその被害状況を調査し、市域の文化財の被害状況をまとめて県教育委員会に報告する。